

株式会社シーヴィテック北海道 次世代育成支援対策推進法行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ること、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにすることを目的とし、次のように行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日までの3年0ヵ月間
2. 内容

目標1：育児目的の特別休暇取得率 80%以上
男性の育休取得推進活動として制度の周知や取得情報などの情報提供を行う。

<対策>

- 令和5年9月～ 会社内の諸制度のポスターを掲示
- 令和5年10月～ 取得状況等の情報を定期的に提供し取得促進を実施。

目標2：正社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間14日以上とし、勤続1年以上(管理職以外)の従業員の有給休暇の消滅をゼロにする取組を実施

<対策>

- 令和5年4月 ～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定。
- 令和5年4月～11月 毎月計画の報告及びフォローを実施。
- 令和5年12月 ～ 当年分の有休取得率の調査・結果公表する。
- 令和6年2月 ～ 有休付与に際し、取得日数/残日数を通知する。

以 上